

「白岡町自治基本条例」

自治基本条例 Q & A



そもそも、「自治基本条例」や「まちづくり」ってなに？

あ、それ、僕がお答えします



それじゃ、まず「自治基本条例」ってなに？

自ら治めるための（自治）土台となる（基本）まちのルール（条例）。つまり…自分たちのまちは自分たちで考え、そして自分たちでつくること。自治基本条例とは、その「まちづくり」の土台となる考え方、ルールってわけ。



その…自治（自ら治めること）ってなに、なんかむずかしいんじゃない？



自分たちのことは自分たちで決める（自己決定）。そして、決めたことに責任を持つ（自己責任）こと。これが自治なのだ。カッコいいでしょ！



でも…なぜ今、自治基本条例が必要なの？



地方分権（地域が自治する）により、白岡町をもっと住みやすく、そして次世代に残していくためにも、今、みんながやるべきことをみんなで考え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」ために必要なんだよ。



最後に「まちづくり」ってなに？



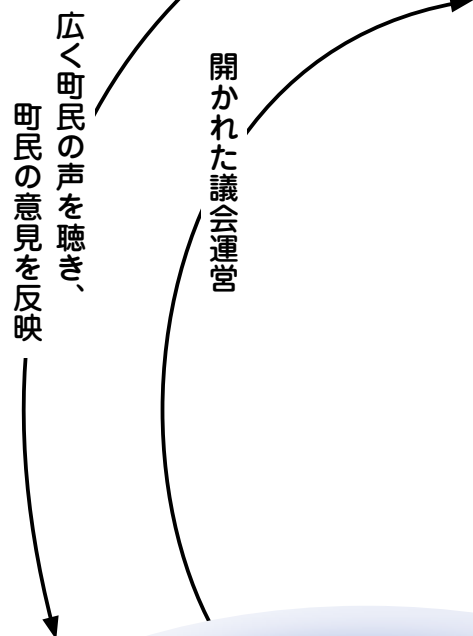
町民や議会、行政がそれぞれの立場でより暮らしやすい地域社会を築く公共的な活動のこと。これが「まちづくり」だよ。

この条例のもととなった素案は、 町民の皆さんが作りしました

公募町民が中心の「条例をつくる会」と多くの町民の皆さんから意見をいただき、この条例の素案（基本的な考え方）をつくり、その素案を、さらに町民や議会、行政のそれぞれの立場からご意見をいただき、条例案としてまとめ、議会で可決されました。

この条例の理念はこれだ！

この条例は、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責務を分かち合い、協力し合い、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会（白岡町）の実現を目指していこうとするものです。（前文・第1条～第3条）



議会・議員

（白岡町のことを決める機関）

- 議会は、町の意思決定機関であり、町政運営が適正か監視します。
- 議会は、町民にとって身近な議会運営を的なる情報提供に努めます。
- 議員は、政治倫理の確立に努め、町民に提供に努め、説明責任を果たします。

…
など

（第6条）

が制定されました！

地域社会が抱える「課題の解決」や、「まちづくり」を地域の実情に応じ、きめ細やかに進めるためには、町民・議会・行政がともに力を合わせて、共通の目標に向かって活動する【協働】が必要です。

白岡町自治基本条例は、みんなで「課題の解決」や「まちづくり」を進めるために、できること、やってもらいたいことなど、その基本的なルールを定めているもので、平成23年10月1日に施行されます。

町民

(白岡町に暮らすすべての人
や企業・団体など)



- 町民は、まちづくりに参画する権利、町政情報を知る権利、まちづくりに関する学習をする権利を有します。
- 町民は自治の主体者であり、自らの意思で積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

…
など (第4条～第5条)

検証等

○町民の視点で、この条例に規定された自治の在り方等を定期的に検証します。

(第20条～第21条)

みんなでまちづくりを行なう共通の原則

- 参画及び協働 (みんなでまちづくりを推進します。)(第15条)
- 地域活動及び地域自治組織 (町民の地域活動を議会・行政は支援します。)(第16条)
- 情報の公開、提供及び共有 (みんなで情報を共有します。)(第17条)
- 次世代 (こどももまちづくりに参画します。)(第18条)
- 住民投票 (町の重要課題について、住民の意思を確認する常設型の制度をつくります。)(第19条)



町政への町民参画

積極的な情報提供
行政サービスの提供と

行政 (町長・職員)

(町民のために、いろいろなことをする機関)

- 行政は、町民のニーズに的確に答えるため、参画と協働による行政運営に努めます。
- 町長は、町政の基本方針を示し、リーダーシップを発揮し、健全な財政運営の確保に努めます。
- 職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 行政は、町民が安全安心に暮らせるために、危機管理体制の確立と透明で公正な行政運営に努めます。

…
など (第8条～第14条)

町政運営
の監視

条例や予算
などの提案

行なうため、積極

わかりやすい情報

～第7条)

来月号は、白岡町自治基本条例で、みんなが「まちづくり」を行なうために、できること、やってもらいたいことなどを具体的にお話しします。 担当 秘書広聴課 地域自治推進室 内線345・346